

## &lt; 本冊 &gt;

## 包括的保存管理計画の主な改正点

※修正文案については、今後も継続して検討

目次	包括的保存管理計画（改定前）の記載内容（代表的な改正箇所を例示）	改正箇所（代表的な箇所を例示）	改正点
第 1 章 包括的保存管理計画の目的、計画策定・改定の経緯、計画の構成・構造等	<p>（1 ページ、第 1 章、第 2 節、第 2 項）</p> <p><b>2. 計画策定・改定の経緯</b></p> <p>（2）改定の経緯</p> <p>2013 年（平成 25 年）6 月の世界遺産一覧表への記載に当たり、ユネスコ世界遺産委員会は、資産を「ひとつの存在(an entity)」として一体的に管理するとともに、「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」として管理するために、管理の方法・体系(システム)を運営可能な状態にするよう勧告した。</p> <p>そのため、2013 年（平成 25 年）イコモス評価書(ICOMOS evaluations books - Fujisan (Japan) No.1418) 及び第 37 回世界遺産委員会決議(37.COM 8B.29) の内容等を踏まえ、2014 年（平成 26 年）12 月に富士山世界文化遺産協議会が採択したビジョン・各種戦略の内容にも十分留意し、富士山の保存管理の一層の推進を図る観点から、<u>富士山世界文化遺産学術委員会からの助言を受けつつ、富士山世界文化遺産協議会及び同協議会作業部会における協議を経て、2016 年（平成 28 年）1 月に既存の計画の改定を行った(2016 年（平成 28 年）版）。</u>以下、本書では特に理由がない限り、改定後の計画を「計画」と呼ぶこととする。</p>	<p><b>2. 計画策定・改定の経緯</b></p> <p>（2）改定の経緯</p> <p>2013 年（平成 25 年）6 月の世界遺産一覧表への記載に当たり、ユネスコ世界遺産委員会は、資産を「ひとつの存在(an entity)」として一体的に管理するとともに、「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」として管理するために、管理の方法・体系(システム)を運営可能な状態にするよう勧告した。</p> <p>そのため、2013 年（平成 25 年）イコモス評価書(ICOMOS evaluations books - Fujisan (Japan) No.1418) 及び第 37 回世界遺産委員会決議(37.COM 8B.29) の内容等を踏まえ、2014 年（平成 26 年）12 月に富士山世界文化遺産協議会が採択したビジョン・各種戦略の内容にも十分留意し、富士山の保存管理の一層の推進を図る観点から、<u>富士山世界文化遺産学術委員会からの助言を受けつつ、富士山世界文化遺産協議会及び同協議会作業部会における協議を経て、2016 年（平成 28 年）1 月に既存の計画の改定を行った(2016 年（平成 28 年）版）。</u></p> <p><u>また、2020 年（令和 2 年）3 月に、第 4 章の基本方針に基づき定めた資産の保存管理及び周辺環境の保全に係る諸事業を具体的に示した第 9 章の行動計画を中心に、既存の計画の改定を行った(2020 年（令和 2 年）版）。</u>以下、本書では特に理由がない限り、改定後の計画を「計画」と呼ぶこととする。</p>	<p>行動計画における実施期間の長期サイクルの経過に伴う改定の経緯を追加</p>
	<p>（2 ページ、第 1 章、第 3 節）</p> <p><b>3. 計画の構成・構造</b></p> <p>本計画は、上記の 10 章から成る「本冊」を中心として、資産の保護の根拠となる文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律との緊密な関係の下に定められた個別の計画の概要をまとめた「分冊 1」及び資産の周辺環境の保全の根拠となる法令・制度等の許可等の基準を示した「分冊 2」、2013 年（平成 25 年）のイコモス評価書(ICOMOS evaluations books - Fujisan (Japan) No.1418) 及び第 37 回世界遺産委員会決議(37.COM 8B.29) を示した「分冊 3」、「分冊 3」に示された指摘等を踏まえつつ、富士山の保存管理をいっそう推進する観点から策定した「ビジョン・各種戦略」を示した「分冊 4」から成る。</p>	<p><b>3. 計画の構成・構造</b></p> <p>本計画は、上記の 10 章から成る「本冊」を中心として、資産の保護の根拠となる文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律との緊密な関係の下に定められた個別の計画の概要をまとめた「分冊 1」及び資産の周辺環境の保全の根拠となる法令・制度等の許可等の基準を示した「分冊 2」、2013 年（平成 25 年）のイコモス評価書(ICOMOS evaluations books - Fujisan (Japan) No.1418)、第 37 回世界遺産委員会決議(37.COM 8B.29)、<u>第 40 回世界遺産委員会決議(40.COM 7B.39) 及び第 43 回世界遺産委員会決議(43.COM 7B.66) を示した「分冊 3」、「分冊 3」に示された指摘等を踏まえつつ、富士山の保存管理をいっそう推進する観点から策定した「ビジョン・各種戦略」を示した「分冊 4」から成る。</u></p>	<p>第 40、43 回世界遺産委員会決議を追加</p>

目次	包括的保存管理計画（改定前）の記載内容（代表的な改正箇所を例示）	改正箇所（代表的な箇所を例示）	改正点																																										
第 1 章 包括的保存管理計画の目的、計画策定・改定の経緯、計画の構成・構造等	<p>（5 ページ、第 1 章、第 4 節）</p> <p>4. 個々の行政計画等との連携</p> <p>表1 文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律に関連する計画</p> <table border="1" data-bbox="403 405 1389 867"> <thead> <tr> <th>計画名称</th> <th>策定主体</th> <th>策定年等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">② 自然公園法関係</td> </tr> <tr> <td>富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画</td> <td>環境省</td> <td>2006(平成 18)年3月改定</td> </tr> <tr> <td>富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画</td> <td>環境省</td> <td>2000(平成 12)年1月策定</td> </tr> <tr> <td colspan="3">③ 国有林野の管理経営に関する法律関係</td> </tr> <tr> <td>山梨東部森林計画区地域管理経営計画</td> <td>林野庁</td> <td>2014(平成 26)年4月策定</td> </tr> <tr> <td>富士森林計画区地域管理経営計画</td> <td>林野庁</td> <td>2011(平成 23)年4月策定</td> </tr> </tbody> </table>	計画名称	策定主体	策定年等	② 自然公園法関係			富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画	環境省	2006(平成 18)年3月改定	富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画	環境省	2000(平成 12)年1月策定	③ 国有林野の管理経営に関する法律関係			山梨東部森林計画区地域管理経営計画	林野庁	2014(平成 26)年4月策定	富士森林計画区地域管理経営計画	林野庁	2011(平成 23)年4月策定	<p>4. 個々の行政計画等との連携</p> <p>表1 文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律に関連する計画</p> <table border="1" data-bbox="1448 405 2433 867"> <thead> <tr> <th>計画名称</th> <th>策定主体</th> <th>策定年等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">② 自然公園法関係</td> </tr> <tr> <td>富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画</td> <td>環境省</td> <td>2018(平成 30)年3月改定</td> </tr> <tr> <td>富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画</td> <td>環境省</td> <td>2000(平成 12)年1月策定</td> </tr> <tr> <td colspan="3">③ 国有林野の管理経営に関する法律関係</td> </tr> <tr> <td>山梨東部森林計画区地域管理経営計画</td> <td>林野庁</td> <td>2019(平成 31)年3月策定</td> </tr> <tr> <td>富士森林計画区地域管理経営計画</td> <td>林野庁</td> <td>2016(平成 28)年3月策定</td> </tr> </tbody> </table>	計画名称	策定主体	策定年等	② 自然公園法関係			富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画	環境省	2018(平成 30)年3月改定	富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画	環境省	2000(平成 12)年1月策定	③ 国有林野の管理経営に関する法律関係			山梨東部森林計画区地域管理経営計画	林野庁	2019(平成 31)年3月策定	富士森林計画区地域管理経営計画	林野庁	2016(平成 28)年3月策定	<p>国立公園計画の改定、国有林野の管理経営計画策定を反映</p>
計画名称	策定主体	策定年等																																											
② 自然公園法関係																																													
富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画	環境省	2006(平成 18)年3月改定																																											
富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画	環境省	2000(平成 12)年1月策定																																											
③ 国有林野の管理経営に関する法律関係																																													
山梨東部森林計画区地域管理経営計画	林野庁	2014(平成 26)年4月策定																																											
富士森林計画区地域管理経営計画	林野庁	2011(平成 23)年4月策定																																											
計画名称	策定主体	策定年等																																											
② 自然公園法関係																																													
富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画	環境省	2018(平成 30)年3月改定																																											
富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画	環境省	2000(平成 12)年1月策定																																											
③ 国有林野の管理経営に関する法律関係																																													
山梨東部森林計画区地域管理経営計画	林野庁	2019(平成 31)年3月策定																																											
富士森林計画区地域管理経営計画	林野庁	2016(平成 28)年3月策定																																											
	<p>（5 ページ、第 1 章、第 5 節）</p> <p>5. 計画の実施</p> <p>既存の包括的保存管理計画は 2012 年（平成 24 年）1 月に策定され、<u>既に実施されている</u>。本計画は、その改定版として 2016 年（平成 28 年）1 月から実効している。</p> <p><u>なお、第 9 章に示す保存管理・保全のための事業の進捗・効果及び第 10 章に示す経過観察を通じて把握する現状・課題の変化等の状況に対応するために、定期的に本計画の見直しを行い、必要に応じて改定を行うこととする。</u></p>	<p>5. 計画の実施</p> <p>既存の包括的保存管理計画は 2012 年（平成 24 年）1 月に策定され、<u>2016 年（平成 28 年）1 月の改定を経て、その改定版として 2020 年（令和 2 年）●月から実効している。</u></p> <p><u>第 9 章に示す保存管理・保全のための事業の進捗・効果及び第 10 章に示す経過観察を通じて把握する現状・課題の変化等の状況に対応するために、原則として 5 年ごと（長期区分の 2 年目）に本計画の見直しを行うこととする。</u></p>	<p>改定した計画の実施時期の修正と、計画の改定周期を明記</p>																																										

目次	包括的保存管理計画（改定前）の記載内容（代表的な改正箇所を例示）	改正箇所（代表的な箇所を例示）	改正点
<p>第 2 章 顕著な普遍的価値の言明及び構成資産</p>	<p>(10 ページ、第 2 章、第 1 節)</p> <p>1. 顕著な普遍的価値の言明</p> <p>第 37 回世界遺産委員会決議においては、顕著な普遍的価値を評価基準 (iii) と (vi) の下に『信仰の対象』と『芸術の源泉』の 2 つの側面から捉えている。このことを図 3 及び図 4 に模式的に示す。</p>	<p>1. 顕著な普遍的価値の言明</p> <p>第 37 回世界遺産委員会決議においては、顕著な普遍的価値を評価基準 (iii) と (vi) の下に『信仰の対象』と『芸術の源泉』の 2 つの側面から捉えている。このことを図 3 に模式的に示す。</p> <p><u>富士山世界文化遺産協議会は、2014(平成 26)年 12 月に、世界遺産委員会の勧告、要請を踏まえ、資産を「ひとつの存在(an entity)」として、また「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」として管理するための諸課題の解決・改善のための戦略・方法を明示するとともに、それらの実施状況を的確に把握するための経過観察指標を拡充・強化するビジョン・各種戦略を策定した(2015(平成 27)年 10 月改定)。ここでは、本計画とビジョン・各種戦略との関係性を図4に示す。</u></p>	<p>計画では、『ビジョン・各種戦略』の内容が見えにくく、両者の関係性が分かりづらいため、『ビジョン・各種戦略』の概要を示すとともに、計画との関係を示した図表を追加</p>

目次	包括的保存管理計画（改定前）の記載内容（代表的な改正箇所を例示）	改正箇所（代表的な箇所を例示）	改正点
第 2 章 顕著な普遍的価値の言明及び構成資産		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>包括的保存管理計画</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>本冊：第 1 章 計画策定の目的、経緯、構成・構造等            第 2 章 顕著な普遍的価値の言明及び構成資産            第 3 章 資産及びその周辺環境の現状・課題            第 4 章 基本方針            第 5 章 顕著な普遍的価値の保存管理            第 6 章 周辺環境との一体的な保全            第 7 章 整備・公開・活用の促進            第 8 章 体制の整備・運営            第 9 章 行動計画の策定・実施            第 10 章 資産への影響及び施策の評価～経過観察の実施～</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>分冊 1：法律に関連する個別計画の概要            分冊 2：法令・制度等の許可等の基準            分冊 3：イコモス評価書及び第37、40、43回世界遺産委員会決議            分冊 4：ビジョン・各種戦略            = 新たな観点（文化的景観としての管理）を追加</p> <p>【基本構想】  <div style="background-color: #f4a460; padding: 5px; text-align: center; margin: 5px 0;">世界文化遺産富士山ビジョン</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</div> <p>【特定課題に対する方針・方向性】  <div style="background-color: #4f81bd; color: white; padding: 5px; text-align: center; margin: 5px 0;">各種戦略</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「ひとつの存在」の側面               <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px; margin: 2px 0;">                 ・ 下方斜面における巡礼路の特定                  ・ 情報提供戦略               </div> </li> <li>➢ 「ひとつ（一体）の文化的景観」の側面               <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px; margin: 2px 0;">                 ・ 来訪者管理戦略                  ・ 上方の登山道等の総合的な保全手法                  ・ 開発の制御               </div> </li> <li>・ 危機管理戦略</li> <li>・ 経過観察指標の拡充・強化</li> </ul> </p></p></div> <div style="border: 1px dotted orange; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>各章へ反映（融合）</p> <p>実施状況の的確な把握</p> </div> </div>	

図4 本計画とビジョン・各種戦略の関係

目次	包括的保存管理計画（改定前）の記載内容（代表的な改正箇所を例示）	改正箇所（代表的な箇所を例示）	改正点
第 2 章 顕著な普遍的価値の言明及び構成資産	<p>(15、28 ページ、第 2 章、第 2 節 <u>以降</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (例) 図8 構成資産、緩衝地帯及び保全管理区域の範囲図</li> <li>・ (例) 図14 資産範囲設定の考え方(凡例の6「国立公園区域の境界」等</li> </ul>	<p>➤ (省略)</p>	<p>山中湖村及び小山町の境界画定、並びに国立公園区域の変更に伴う地図の訂正</p>
第 3 章 資産及びその周辺環境の現状・課題	<p>(74、76～78 ページ、第 3 章、第 1 節、第 4 項)</p> <p>1. 資産及び周辺環境に共通する現状・課題</p> <p>(4) 登山者及び観光</p> <p>ア. 登山者・来訪者</p> <p><u>このように登山者・来訪者のための施設及び体制の整備を進めてきたが、来訪者管理の基本的な考え方・方向性が関係者間で共通理解となっていなかったため、富士山における来訪者管理の仕組みを決定し、上方(五合目以上)の登山道の収容力を中心とした調査研究に基づく管理手法の検討を進めている。</u></p> <p>カ. 富士山保全協力金（利用者負担制度）の整備</p> <p>富士山の環境保全や登山者の安全対策を図るため、2013 年(平成 25 年)夏に試験的に利用者負担制度を実施した。2014 年(平成 26 年)夏から、富士山の環境保全、登山者の安全対策及び富士山の顕著な普遍的価値の情報提供に必要な事業を行うための資金として、五合目から山頂を目指す登山者に協力を求める「富士山保全協力金」として本格導入し、富士山の神聖性の維持を推進している。</p>	<p>1. 資産及び周辺環境に共通する現状・課題</p> <p>(4) 登山者及び観光</p> <p>ア. 登山者・来訪者</p> <p><u>このように登山者・来訪者のための施設及び体制の整備を進めるとともに、2015(平成 27)～2017(平成 29)年までの3ヶ年間、山梨県・静岡県共同で、上方(五合目以上)の登山道の収容力に関する調査研究を実施し、2017(平成 29)年に「望ましい富士登山の在り方」の実現に向け、指標及び水準を設定するとともに、水準の達成を目的とした対策及びモニタリング方法を定めた「来訪者管理計画」を策定した。今後、必要な施策を推進するとともに、継続的にモニタリングを実施し、適切な来訪者管理を行う。</u></p> <p>カ. 富士山保全協力金（利用者負担制度）の整備</p> <p>富士山の環境保全や登山者の安全対策を図るため、2013 年(平成 25 年)夏に試験的に利用者負担制度を実施した。2014 年(平成 26 年)夏から、富士山の環境保全、登山者の安全対策及び富士山の顕著な普遍的価値の情報提供に必要な事業を行うための資金として、五合目から山頂を目指す登山者に協力を求める「富士山保全協力金」として本格導入し、富士山の神聖性の維持を推進している。</p> <p><u>また、2018 年(平成 30 年)秋に、保全協力金制度の創設から 5 年が経過し、登山者の意見や富士山における財政需要を勘案しながら制度の検証を行い、協力金の使途のさらなる拡充や協力金額の引き上げの可否等の検討を進めている。</u></p>	<p>「来訪者管理計画」の策定、利用者負担制度(保全協力金)の見直し検討及びその他登山者数、来訪者数、自動車通行台数等の最新の実績に時点修正</p>

目次	包括的保存管理計画（改定前）の記載内容（代表的な改正箇所を例示）	改正箇所（代表的な箇所を例示）	改正点
第 3 章 資産及びその周辺環境の現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表6 富士山への来訪者数の推移(7・8月における各登山口八合目登山者数)</li> <li>・ 表7 富士山への来訪者数の推移(7・8月における各登山口五合目来訪者数)</li> <li>・ 表8 主な構成資産の来訪者数の推移(年間)</li> <li>・ 表9 富士山のマイカー規制期間の推移</li> </ul> <p>(86 ページ、第 3 章、第 2 節)</p> <p>2. 『信仰の対象』の側面に基づく「登拝・巡礼の場」の現状・課題            構成資産 24. 白糸ノ滝            その後、2015年(平成 27)年5月には、来訪者の安全性・快適性に配慮した風致景観の向上を図るため、富士山及び滝の眺望視界が確保できる展望場や歩経路を整備した。今後は、<u>眺望視界を阻害する電柱・電線の撤去等の取り組みを推進する。</u></p>	<p>➤ <u>最新の実績を表に反映。</u></p> <p>2. 『信仰の対象』の側面に基づく「登拝・巡礼の場」の現状・課題            構成資産 24. 白糸ノ滝            その後、2015年(平成 27)年5月には、来訪者の安全性・快適性に配慮した風致景観の向上を図るため、富士山及び滝の眺望視界が確保できる展望場や歩経路を整備した。  <u>また、2018年(平成 30年)12月には、富士山の眺望視界を阻害する一部の電柱・電線の撤去を行った。</u>            今後は、<u>既存売店の集約化及び既存売店跡地における眺望場等整備を推進する。</u></p>	<p>施策・事業の進捗による最新の取り組み状況に時点修正</p>
第 4 章 基本方針	<p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">—</p>
第 5 章 顕著な普遍的価値の保存管理	<p>(94～95 ページ、第 5 章、第 2 節、第 1 項)</p> <p>2. 方法            (1) 資産全体            ウ. 自然災害            1) 噴火            また、国、山梨県・静岡県は、<u>連携して「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」の策定を進めるとともに、監視カメラ等による監視及び整備を行う。</u></p>	<p>2. 方法            (1) 資産全体            ウ. 自然災害            1) 噴火            また、国、山梨県・静岡県は、<u>2015年(平成 27年)12月に連携して「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画(基本編)」を策定した。さらに、「基本編」で示した対策方針に基づき、「対策編」として具体的なソフト対策とハード対策を取りまとめ、「基本編」の構成・記載内容を更新するとともに、「基本編」と「対策編」を統合し、2018(平成 30)年3月に改定した。</u>  <u>平常時からの計画的な砂防施設等の整備と、噴火時にできる限りの被害軽減(減災)に取り組む。</u></p>	<p>施策・事業の進捗による最新の取り組み状況に時点修正</p>

目次	包括的保存管理計画（改定前）の記載内容（代表的な改正箇所を例示）	改正箇所（代表的な箇所を例示）	改正点
第 5 章 顕著な普遍的価値の保存管理	(94～95 ページ、第 5 章、第 2 節、第 1 項)  6) 富士山保全協力金（利用者負担制度） 富士山の環境保全、登山者の安全対策及び富士山の顕著な普遍的価値の情報提供のために必要な事業を行うための資金として、 <u>五合目から山頂を目指す登山者に協力を求める「富士山保全協力金」を継続して実施し、富士山の神聖性の維持を推進する。</u>	6) 富士山保全協力金（利用者負担制度） 富士山の環境保全、登山者の安全対策及び富士山の顕著な普遍的価値の情報提供のために必要な事業を行うための資金として、 <u>五合目から先に立ち入る来訪者に協力を求める「富士山保全協力金」を継続して実施し、富士山の神聖性の維持を推進する。</u>	対象者の見直しを反映
	(99 ページ、第 5 章、第 2 節、第 2 項)  (2) 登拝・巡礼の場 構成資産 25. 三保松原 また、静岡市は、 <u>2013 年(平成 25 年)12 月に、三保松原の顕著な普遍的価値を来訪者へ伝えるため、ガイドンス施設「はごろも情報ひろば『みほなび』を設置するとともに、2014 年度(平成 26 年度)に策定した「三保松原保全活用計画」に基づき、本格的な松林の保全活用の拠点施設として「(仮称)三保松原ビクターセンター」を 2018 年度(平成 30 年度)に建設することとしている。</u>	(2) 登拝・巡礼の場 構成資産 25. 三保松原 また、静岡市は、 <u>2014 年度(平成 26 年度)に策定した「三保松原保全活用計画」に基づき、2019 年(平成 31 年)3 月に静岡市三保松原文化創造センターを整備し、三保松原に関する価値の展示や観光情報の発信を行うとともに、松原保全の拠点として運営していく。</u>	施策・事業の進捗による最新の取り組み状況に時点修正
第 6 章 周辺環境との一体的な保全	(106 ページ、第 6 章、第 1 節、第 2 項)  1. 方向性 (2) 緩衝地帯 <u>景観法に基づく景観計画及び景観条例が策定されていない地域については、早期に各市町村が景観計画及び景観条例を策定し、良好な景観形成のための基準を設定する。</u>	1. 方向性 (2) 緩衝地帯 <u>(削除)</u>  ➤ <u>法令等の適用状況等の表に追加、法制規制図に反映</u>	富士吉田市及び小山町景観計画・景観条例、裾野市屋外広告物条例の施行を反映

目次	包括的保存管理計画（改定前）の記載内容（代表的な改正箇所を例示）	改正箇所（代表的な箇所を例示）	改正点
<p>第 7 章 整備・公開・活用の促進</p>	<p>(187～190 ページ、第 7 章、第 2 節、第 2 項)</p> <p>2. 方法</p> <p>(2) 世界遺産センターの整備 2) 各県の施設の特徴 イ) 静岡県</p> <p>静岡県では、日本史、考古学、美術史等の分野で研究員の採用を進めており、研究員は、幅広い分野における調査研究を行うとともに、その研究成果を展示や講座などに活用していくなど、センターにおいて中核的な役割を担うことが期待される。</p> <p>(中略)</p> <p>坂茂氏の設計による建物の延床面積は、約 3,600 m<sup>2</sup>であり、957 m<sup>2</sup>程度の常設展示室、富士山に係る絵画や学術調査の成果を展示する企画展示室、大型スクリーンを配置した映像シアター、富士山ライブラリー、研究室等を配置する予定である。</p>	<p>2. 方法</p> <p>(2) 世界遺産センターの整備 2) 各県の施設の特徴</p> <p>イ) 静岡県</p> <p>静岡県では、日本史、美術史、文学、火山学、世界遺産学の分野で研究員の採用し、研究員は、幅広い分野における調査研究を行うとともに、その研究成果を展示や講座などに活用していくなど、センターにおいて中核的な役割を担うことが期待される。</p> <p>(中略)</p> <p>坂茂氏の設計による建物の延床面積は、約 3,400 m<sup>2</sup>であり、<u>登拝する山（擬似登山体験）、聖なる山、美しき山などの様々な展示を通じて神聖で美しい富士山と人間が織り成す富士山の顕著な普遍的価値を体験・体感できるように来館者に伝えている。また、富士山に係る絵画や学術調査の成果を展示する企画展示室、大型スクリーンにより美しく雄大な富士山の自然や文化等を紹介する映像シアター、富士山ライブラリー、研究室等を配置している。</u></p>	<p>富士山世界遺産センター等の開館に伴う時点修正</p>
<p>第 8 章 体制の整備・運営</p>	<p>(196 ページ、第 8 章、第 2 節、第 1 項)</p> <p>2. 方法</p> <p>(1) 包括的保存管理体制における各組織の機能</p> <p>ウ. 富士山世界文化遺産学術委員会</p> <p>1) 目的・機能</p> <p>協議会に対し、学術的・専門的な観点から、資産の保存管理及びその周辺環境の保全について助言を行う。</p> <p>2) 構成</p> <p>資産の保存管理及びその周辺環境の保全に関し、学術的・専門的な知見をもつ学識経験者により構成される。</p> <p>3) 開催の時期</p> <p>山梨県・静岡県は、必要に応じて学術委員会を開催する。</p>	<p>2. 方法</p> <p>(1) 包括的保存管理体制における各組織の機能</p> <p>ウ. 富士山世界文化遺産学術委員会</p> <p>1) 目的・機能</p> <p>協議会に対し、学術的・専門的な観点から、資産の保存管理及びその周辺環境の保全について助言を行う。</p> <p><u>また、特定課題に対する詳細な検討を行うため、小委員会を設置することができる。</u></p> <p>2) 構成</p> <p>資産の保存管理及びその周辺環境の保全に関し、学術的・専門的な知見をもつ学識経験者により構成される。</p> <p>3) 開催の時期</p> <p>山梨県・静岡県は、必要に応じて学術委員会を開催する。</p>	<p>学術委員会の中に小委員会（遺産影響評価の実施手法等の検討）を設置すること及び作業部会に助言を行う利用者負担専門委員会（保全協力金の検討）を設置することを反映</p>



目次	包括的保存管理計画（改定前）の記載内容（代表的な改正箇所を例示）	改正箇所（代表的な箇所を例示）	改正点																																																								
第 8 体制の整備・運営 章		<p><u>エ. 富士山利用者負担専門委員会</u></p> <p>1) <u>目的・機能</u>  <u>作業部会に対し、利用者負担制度のあり方に関し、専門的な見地から、助言を行う。</u></p> <p>2) <u>構成</u>  <u>利用者負担制度のあり方に関し、専門的な知見をもつ学識経験者により構成される。</u></p> <p>3) <u>開催の時期</u>  <u>山梨県・静岡県は、必要に応じて利用者負担専門委員会を開催する。</u></p> <p>➤ <u>小委員会及び利用者負担専門委員会の設置を組織体制図に反映</u></p>																																																									
第 9 行動計画の策定・実施 章	<p>(201 ページ～、第 9 章)</p> <p>○ 工程</p> <table border="1" data-bbox="403 1623 1418 1948"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="3">短期</th> <th colspan="2">中期</th> <th>長期</th> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>2013 (H25)</th> <th>2014 (H26)</th> <th>2015 (H27)</th> <th>2016 (H28)</th> <th>2017 (H29)</th> <th>2018(H30)以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	短期			中期		長期	年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降															<p>➤ <u>各主体の事業の追加・修正・削除</u></p> <p>➤ <u>実施期間の見直し</u></p> <p>○ 工程</p> <table border="1" data-bbox="1448 1623 2463 1948"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="3">短期</th> <th colspan="2">中期</th> <th>長期</th> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>2018 (H30)</th> <th>2019 (R1)</th> <th>2020 (R2)</th> <th>2021 (R3)</th> <th>2022 (R4)</th> <th>2023(R5)以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	短期			中期		長期	年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降															<p>行動計画における実施期間の経過に伴う、各主体の事業の追加・修正・削除</p>
区分	短期			中期		長期																																																					
年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降																																																					
区分	短期			中期		長期																																																					
年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降																																																					

目次	包括的保存管理計画（改定前）の記載内容（代表的な改正箇所を例示）	改正箇所（代表的な箇所を例示）	改正点
第10章 資産への影響及び施策の評価～経過観察の実施～	—	—	—

< 分冊 >

分冊番号	改正項目	改正点
分冊－1	<b>第3 国有林野の管理経営に関する法律に基づく関係計画概要</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山梨東部森林計画区地域管理経営計画</li> <li>・富士森林計画区地域管理経営計画</li> </ul>	経営計画策定に伴う変更 経営計画策定に伴う変更
分冊－2	<b>第1 緩衝地帯における基準等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観法（富士吉田市景観計画）に定める景観形成基準</li> <li>・景観法（山中湖村景観計画）に定める景観形成基準</li> <li>・景観法（富士宮市景観計画）に定める景観形成基準</li> <li>・景観法（小山町景観計画）に定める景観形成基準</li> <li>・屋外広告物法（裾野市屋外広告物条例）に定める許可基準</li> <li>・忍野村風致地区条例（都市計画法に基づく）に定める許可基準</li> <li>・山梨県風致地区条例（都市計画法に基づく）に定める許可基準</li> <li>・自主条例（山梨県景観条例）に定める基準</li> </ul>	景観計画・景観条例施行に伴う追加 太陽光発電施設に関する景観形成基準の項目追加 色彩等基準の修正 景観計画・景観条例施行に伴う追加 屋外広告物条例施行に伴う追加 追加 削除 削除
	<b>第2 保全管理区域における基準等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観法（富士吉田市景観計画）に定める景観形成基準</li> <li>・自主条例（山梨県景観条例）に定める基準</li> </ul>	追加 削除
分冊－3	<b>第3 第40回世界遺産委員会決議</b> <b>第4 第43回世界遺産委員会決議</b>	追加 追加